

第1号様式（第3条関係）

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書を提出する必要があります。

住居確保給付金申請時確認書（家賃補助）

誓約事項

- 1 受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと又は郡山市自立支援相談窓口の作成するプランに基づく就労支援を受けること。
 - ・公共職業安定所等での求職活動を行う申請者
 - (1) 月4回以上、郡山市自立支援相談窓口の面接等の支援を受ける。
 - (2) 月2回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受ける。
 - (3) 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける。
 - ・生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「省令」という。）第3条第2号に基づく申請者のうち、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると郡山市が認める者
 - (1) 月4回以上、郡山市自立支援相談窓口の面接等の支援を受ける。
 - (2) 原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受ける。
 - (3) 経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行う。
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと。
- 3 再支給の申請ではない（過去に家賃に係る生活困窮者住居確保給付金を受けたことがない）
又は、
 - 再支給の申請であるが、従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している
従前の支給期間 年 月 ～ 年 月
再支給の申請までに 常用就職をした
 給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと。

同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止され、又は受給した金額の全部若しくは一部を徴収されること。
 - (1) 誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合

- (2) 常用就職（給付金の支給の申請後に常用就職をした場合を含む。）をし、又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加をし、就労により得られた収入が、基準額に家賃の額（当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額を超えた場合
 - (3) 常用就職をしたこと及びその就職による収入の報告を怠った場合
 - (4) 住宅から退去した場合（借り主の責によらず転居せざるを得ない場合又は郡山市自立支援相談窓口等の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く。）
 - (5) 支給決定後、受給者又は受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
 - (6) 支給決定後、拘禁刑以上の刑に処された場合
 - (7) 受給者が生活保護を受給した場合
 - (8) 受給者が死亡した場合
 - (9) 支給決定後、疾病又は負傷のため中断を決定した日から2年経過した場合
 - (10) 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合
 - (11) その他市長が支給を要しないと認める場合
- 2 偽りその他不正の手段により給付金を受けた場合は、給付金の給付の決定が取り消されること。
- 3 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況のほか、クレジットカード、納付書払い又は家賃債務保証業者が受給者に代わって賃料の支払いに係る債務の弁済をする方法（以下「クレジットカード払い等」という。）により申請者から賃貸人へ賃料を支払っている場合は、賃料の支払い状況について、訪問等による確認を行う場合があること又は不動産仲介業者等に報告を求めること。
- 4 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること。
- また、郡山市の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること。
- 5 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること。

____年 ____月 ____日

郡山市長

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者住所又は居所 _____

申請者氏名 _____

当初申請時

1 添付書類

(1) 本人確認書類

運転免許証、個人番号カード、一般旅券、各種福祉手帳、住民票記載事項証明書、住民票、戸籍謄本、戸籍事項全部証明書等のいずれかの写し

(2) 離職関係書類

次のいずれかを証明する書類

ア 申請日を起点に2年（疾病、負傷、育児その他郡山市がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかつた場合は最長4年）以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し。なお、離職又は廃業から2年以上経過している場合は、疾病、負傷、育児その他郡山市がやむを得ないと認める事情に該当することの事実を証明することができる書類の写し

イ 申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し

(3) 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者等のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し

(4) 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者等の金融機関の通帳等の写し

2 追加提出書類等

(1) 求職番号または地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称の記載（公共職業安定所等での求職活動を行う申請者）

ア 公共職業安定所から付与された求職番号

イ 地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称

(2) 経営相談先の記載（省令第3条第2号に基づく申請者のうち給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると郡山市が認める者）

経営相談先の名称

(3) 入居（予定）住宅関係書類

ア 住宅を喪失している者

不動産仲介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書（家賃補助）（第2号様式）

イ 住宅を喪失するおそれのある者

貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書（家賃補助）（第3号様式）

ウ クレジットカード払い等により申請者から賃貸人へ賃料を支払う者

クレジットカード払い等で支払っていることが確認できるもの（利用明細の写し、納付書の控え等）

※ウは、自治体の求めに応じて、ご提出ください。

備考 申請者氏名は、自署又は記名押印してください。